

第四部

第二回 参議院司法委員会會議録第三十号

昭和二十三年五月二十五日(火曜日)午前十時五十分開會

本日の會議に付した事件

○人身保護法案(伊藤修君發議)

委員(伊藤修君) それではこれより委員會を開きます。

○委員(伊藤修君) それではこれより委員會を開きます。本日人身保護法案を議題に供します。前回に引續いて質疑を續行いたします。

○小川友三君 第七條の中の「直ちに拘束者」ということとありますが、「直ちに拘束者」請求代理人並びに關係者の陳述を聽いて」とありますが、これを「直ちに」というのは直ぐというわけでありませんが、そうすると間に合わない場合が多いのではないかと思ふのでありますが、これを四十八時間以内にとり工合に變更を願いたいと思ひます。お伺ひいたします。

○專門調査員(泉芳政君) この拘束者と、申立てられた裁判所との距離などを一應考へますと、時間を決めるという事は非常に困難になりはしないかと思ひます。それは例へば十條におきまして、答辯書を出すという期間は三日、それから審理を開始する期間が申立ての時から一週間以内というふうに一應書かれてありますから、これすらも特別の事情があるときは、その期間を短縮又は延長するとういうような規定があると同様の趣旨において、一定の時間を限定するとうことは困難と考へるのであります。

○小川友三君 第十條でありますが一

「五百圓以下の過料に處することがある旨を附記する」というわけでありますが、これは現在のインフレ下では餘り安いので、五百圓くらいならというので、出頭が遅れて能率が下ると思ひますので、これを一千圓以下の過料に處することができるといふ工合に變更する御意思が御座りましょうか、お伺ひ申上げます。

○專門調査員(泉芳政君) 十條は十五條を受けておるのであります。今日の貨幣價值を以てしても、一應五百圓という事は相當じやないかと思ふのであります。

○鬼丸義賢君 本法の第一條にありする「法律上正當な手續によらないで」ということになつております。この第一條の意義如何は、本法の活殺に關する極めて重要な一條であると思ひます。若しこの一條が、いわゆる法文に現れておらずにごとく「法律上正當な手續によらないで」とあります反面、即ち法律上正當な手續によつて、身體の自由拘束をされました者は入らないことになるといたしますれば、從來我が國の裁判の實情から照らして考へて見ますと、殆んど本法案といふものの活用といふものは極めて微々たるもので、恐らくは死法に等しいような結果になりはしないかと思ひます。例へば法律上正當な手續によつておつて、拘束を始めまして、勾引状、或いは勾留状又は勾留に對する更新手續等の法的形式條件を備えておきますならば、當然この人身

保護法の範圍に入らないことになりま

とだと思ひます。故に若しもこれを廣く解すべきものだ、いわゆる實質的のものも當然これに含まれたものであるといひましたならば、この法文の書き方を變えるにあらざれば、到底この趣旨を貫くことはできんと思ひます。

○專門調査員(泉芳政君) 鬼丸委員の御指摘になられた點は一々御尤もでありまして、提案者といひましたら、「法律上正當な手續によらないで」といふ言葉でおつしやるような場合も含め得るといふように解釋しておるのであります。言葉換へますと、例へば勾留が正式になされてはおりませんが、審理の都合その他漫然と疑ひておるような場合、或いは保釋金がべらぼうに高く決定されたというやうな場合も、この第一條によつて救済し得るといふように解釋してはおりません。所が、お説のように、裁判所がこの法律を解釋いたします場合、果して提案者の言ひよるな意味で解釋して呉れるかどうかといふことは、甚だ疑問である次第であります。實に本法制定の當初におきましては、憲法の三十四條と符節を合せまして、「正當な理由がないのに身體の自由を拘束され

てゐる者は」といふように立案したのであります。かような言葉づかいを以ていたしますならば、お説の上りな場合もすべてこれを包含し得て、餘すところがないと考へられるのであります。が、關係方面との折衝の際に、い

ろいろな迂餘曲節がありまして、遂に法律上正當な手續によらないでと書き改めざるを得ないやうな事になつたわけでありまして、この點はお言葉によりまして、十分研究して見たいと思つております。

○鬼丸義賢君 實は只今の御説明で了解したのですが、又一面考へると、お説のごとく、法律上正當な手續によるということを實質的に解して、正當な理由なくしてと假にいたしましたとき

は、ここに本案の裁判を、裁判所において審理をいたしておりますことと並行して、本法の審理が優先的にいたされする結果は、この本法の審理範圍といふものを、餘程一線を畫するにあらざれば、本案の實體を捕提するために、やはり本裁判と同じやうな裁判をするに非ざれば、正當な理由があるかないかといふことが明確にならないといふやうな度れがあるために、自然この正當な理由といふことのごとく廣くするのがよくないんじやないかといふことになつたのではなからうかと推察しておるのであります。若しそれといたしますならば、それとして、本案の裁判より離れたら、この法案によりまする救濟申出の審理範圍といふものを、或る程度において一線を畫して審理をいたしますならば、何等不都合が生じんやうに思ひます。この點についてもより提案者の方で十分なる御調査、御研究を頂いておることと思ひますので、さういふやうな場合におきます矛盾と申しましよう

とだと思ひます。故に若しもこれを廣く解すべきものだ、いわゆる實質的のものも當然これに含まれたものであるといひましたならば、この法文の書き方を變えるにあらざれば、到底この趣旨を貫くことはできんと思ひます。

○鬼丸義賢君 實は只今の御説明で了解したのですが、又一面考へると、お説のごとく、法律上正當な手續によるということを實質的に解して、正當な理由なくしてと假にいたしましたとき

は、ここに本案の裁判を、裁判所において審理をいたしておりますことと並行して、本法の審理が優先的にいたされする結果は、この本法の審理範圍といふものを、餘程一線を畫するにあらざれば、本案の實體を捕提するために、やはり本裁判と同じやうな裁判をするに非ざれば、正當な理由があるかないかといふことが明確にならないといふやうな度れがあるために、自然この正當な理由といふことのごとく廣くするのがよくないんじやないかといふことになつたのではなからうかと推察しておるのであります。若しそれといたしますならば、それとして、本案の裁判より離れたら、この法案によりまする救濟申出の審理範圍といふものを、或る程度において一線を畫して審理をいたしますならば、何等不都合が生じんやうに思ひます。この點についてもより提案者の方で十分なる御調査、御研究を頂いておることと思ひますので、さういふやうな場合におきます矛盾と申しましよう

とだと思ひます。故に若しもこれを廣く解すべきものだ、いわゆる實質的のものも當然これに含まれたものであるといひましたならば、この法文の書き方を變えるにあらざれば、到底この趣旨を貫くことはできんと思ひます。

か、復讐的の調べを無限に同種並行さ
れざるならば、何だか非常な調べが
重なる感がございます。その點はど
ういふふうなお考えがあるかを併せて
伺いたいと思ひます。

○専門調査員(泉芳政君) 人身保護法
によつて附される範圍は、結局拘束が
形式的に適法であるかどうかというこ
とが中心をなすのでありまして、言葉
を換へますと、その實體をなす、例え
ば刑事事件における犯罪があるかとい
ふかといふような點には及ばないのであ
ります。そのことはたび／＼申上げた
點であります。お言葉のように、
正當な理由がないのにと書きまする
と、ややもすれば、その實體の判断に
まで入り得るのではないかとこの處れ
を心配して、「法律上正當な手續によ
らないで、」といふふうな表現に改め
ざるを得ないことになつたものと考へ
るのであります。その言葉づかひに、
いずれにいたしましても、實體判断に
は入らないといふ點は御了承願へるだ
らうと思ひます。

○鬼丸義賢君 誠に表裏一體のもので
あつて、微妙にその點は關係があるの
じやないかと思ひます。というは、
法律上拘束するべき理由ありやなしや
といふことの實體を捕捉せんとするな
らば、どうしてもやはり本案の審理を
減る程度調べるにあらざれば、それが
黒か白かといふことが明白にならない
と思ひます。そこでその本法の審理範
圍といふものを、實體に觸れずして、
而もそれが拘束する理由ありや否やと
いふことを、觸むといふことは、非常な
困難なことになるように思ひます。そ
こで私は、この法文の書き方自體に對

して、今一步踏込んで、そうした本談
判と本法との適用範圍を、一つの一線
を畫して、その矛盾を明確にする必
要があるはしないかといふことを思
つてあります。例えば、法律上一つの
違反行為がある、その違反行為とい
うのは、本案の審理をするにあらざれ
ば、最後の結論には至らないけれど
も、併しながら、客觀的には、それ
を疑ふかけることは行過ぎであるとい
ふようなことを考へて見ますならば、
私は何らそこに本案と並行いたし
ましても無理のない、一つ一線を畫す
ることができやしないかと思ひます。

よくこれに似通ひましたる事件とし
て、例えば刑事訴訟法等におきまして
も、恐らくは一つの犯罪嫌疑に對する
起訴の適否を決めます場合に、それが
客觀的に嫌疑をかけるに十分な理由が
ありや否やによつて、損害賠償の成
立するや否やによつて決まることもあ
ります。曾てやはり當委員會において
審議されました國家賠償法の審理中
もござりましたごとく、審理の結果、
實體的には結局嫌疑事實なしという無
罪の判決を受けるに至つたといつたし
ましても、檢事が一つの嫌疑をかけるこ
とは客觀的に適當である、こつちよう
な場合には國家賠償が成立しないとい
ふ同じような趣旨において、その理由あ
りやなきやは、その客觀情勢によつて
定めるのだ、こつちようよに似たなら
ば、私は何ら法律上正當なる理由なく
してといふふうな定めましても不都合
はないじやないかと思ひます。この點
重ねて提案者の御意見を聽かして頂き
たいと思ひます。

それから次に第二項の、即ち本法に
よります救済は無限に裁判所に向つて
なし得ることになつております。そう
いたしますといふと、事件といふもの
の扱ひの上において著しい不安を感ぜ
しめ、或いは濫訴の虞れがあるように
も心配されます。この點について或る
程度制限を加えた方が適當ではない
かと思ひます。提案者のこの點につ
いての御意見を伺いたいと思ひます。
勿論いゆる刑罰における一事不再理
といふ大原則を本法に適用するわけに
は行かないといつたしましても、少くも
これ又無限になし得るといふことに
なりませんならば、自然濫訴の虞れも考
へられます。このままにして行くこと
が適當か、或いはそれとも只今申しま
すごとくに、一線を畫して行つた方が
いいじやないかと思ひます。重ねて
伺ひます。

○専門調査員(泉芳政君) 第一點であ
ります。法律上正當な手續によらな
いで、といふことの要件は、事を刑事
手續の場合に限つて考へますならば、
拘束が形式的に法規の根據に基いてお
るかどうかといふこと、それから法律
の定める手續方式に従つておるかどう
かといふこと、並びにその令状が權限
ある者によつて發せられておるか、ど
うかといふ點などが考へられねばなら
んと思ひます。如何なる場
合に逮捕状が出るか、又留置状が出
るかといふことは、御案内のよう
に、刑事訴訟法或いは應急措置法等に
おいて、それ／＼その要件が規定され
ておりますので、本法による救済
は、その要件を充足しておるかどうか
といふことの判断によつて決まるので
はないかと思ひます。従つてお言葉の
ように、全然犯罪の嫌疑がない、それ
が客觀的に明確であるといふような點

は、やはり形式的な權限として考へら
れるのじやないかと思ひます。それが
實體的な判断であるか否かといふこと
は、結局非常な微妙な點になるわけ
であります。今申上げた客觀的に明
瞭な嫌疑なしといふ一つの形式的要件
を缺いておる場合には、本法は適用さ
れて然るべしだと思ひのであります。
その線は、實際問題としてはかなり
デリケートなものであるだらうと思
ひます。であります。理論的に突詰めます
と、さういふことにならざるを得ん
と思ひます。

それから第二の一事不再理の問題に
つきましては、本法ではお言葉のよう
に一事不再理は考へておらないのであ
りまして、そこで非常に多くの事件が
發生することを豫想されたいこともあ
りませんが、その點は第二條で、實は
それを戒めた意味におきまして、責任
ある辯護士を代理人としてこれをしな
ければならないといふところで一縛り
縛つたわけでありまして、尙管轄の規定
も可なり廣く規定はされております
が、一應のそこに枠を設けました。た
だ誰でもがこの人身保護の請求ができ
るといふ點は、憲法の三十四條にも
「何人も、正當な理由がなければ、拘禁
されず、要求があれば、その理由は、
直ちに本人及びその辯護人の出席する
公開の法廷で示されなければならな
い。」といふ規定の「何人も」を受け
て、實は制限しないで、誰でもができ
るといふことに規定したのでありま
す。憲法の三十四條は、日本文で讀み
ますと、どうもちよつと「何人も」が今
申上げたやうな説明にびつたりしない
ものがあるやうに讀めるのであります
が、實は英文の方を讀みますと、やは

り「アマンダ・オプ・ニイ・マイズ
ン」といふことが書いてあります。つ
まり不法に拘禁されておるといふよう
なものに對しては、誰でもその理由の
解明を求めることができるといふよう
に讀むべきであるやうと思ひのであり
ます。さういたしますと、これは憲法
上、すべての人に與えられた一種の權
利といふことが言へると思ひます。
で、本法でもこれを受けて、第一條の
第二項に、何人も被拘束者のために、
人身保護の請求をすることができると
いふふうな書き方をいたしました。イ
ギリス法では、赤の他人はいかんとい
ふやうな制限があるやうであります
が、この法案では、そのところが技
術的に非常にむずかしく感ぜられまし
たので、別に人身保護の請求をする請
求權者については、制限を設けなかつ
た次第であります。そこでお話のよう
に、非常に廣くなつたわけでありま
すが、事實上の取扱としては、その保
護の對象になる被拘束者のために一度
請求がなされれば、これは相當嚴重に
やるだらうと思ひます。二度、三度と
いうことになると、やつぱり決定を以
て却下する五條或いは準備調査で棄却
するなどの手續が、相當有效に働いて
来るのじやないかと思われまふので、
御心配になる程、非常に混雜するとい
ふこともないのじやないかと思ひので
あります。

○鬼丸義賢君 それに續きまして、第
三條に「被拘束者その他關係者」とあり
ますが、その「關係者」といふのは、如
何なる範圍を言われるのであるか。又
現に簡易裁判所におきましても、刑法
二百三十五條の罪について裁判權を持
つに至つておるのであります。元

と、犯罪がないのに拘束せられてお
るやうな説明にびつたりしない
ものがあるやうに讀めるのであります
が、實は英文の方を讀みますと、やは

と、犯罪がないのに拘束せられてお
るやうな説明にびつたりしない
ものがあるやうに讀めるのであります
が、實は英文の方を讀みますと、やは

と、犯罪がないのに拘束せられてお
るやうな説明にびつたりしない
ものがあるやうに讀めるのであります
が、實は英文の方を讀みますと、やは

と、犯罪がないのに拘束せられてお
るやうな説明にびつたりしない
ものがあるやうに讀めるのであります
が、實は英文の方を讀みますと、やは

來本法の審理は合議體においてなすこ

く必要があると思ひます。御説明を願

發達して参り、今やこの制度あるが故

と、犯罪がないのに拘束せられてお

と、犯罪がないのに拘束せられてお

ここで私は、この法文の書き方自體に對

よりまず救済は無限に裁判所に向つて

が客觀的に明瞭であるというような點

が、實は英文の方を讀みますと、やは

つに至つておるのであります。元

來本法の審理は合議體においてなすことになつておられますが、簡易裁判所は、すでに二百三十五條の罪についての審理權を持つておるので、その簡易裁判所を管轄する上級と申しましようか、地方裁判所或いは高等裁判所に對して請求をしなければならぬといふことになりますると、大體地理的にも亦時間的にも不都合が生じて來やしないかと思ひます。この點は、特に合議に要らなければならぬ理由は、慎重を期するといふ意味ではあるであらうが、若し簡易裁判所自體が不法な拘束をしておるといふのであるならば、簡易裁判所に一應請求書を出して反省をして貰つて、簡単に解決するという途もあなから考えられんことのないように思ふのであります。その點はどういふふうにお考えになつておられますか。ここにいわゆる關係者といふものをはつきりしておく必要があるかと思ひます。向いいわゆる拘束者といふものは、前回の説明にもありましたが、ひとり裁判所に限らず、刑務所長、或いは警察署長をも含まれるように説明を承つておられます。そうしますと、その請求の關係者といふものは、被請求者といふもの、關係者中には勿論刑務所長、或いは警察署長も含まれるのであらうと思ひます。そうした人達にはこの請求の對象となるものが、即ち刑務所長、或いは警察署長、こゝろふうになるのであるかどうかが、従つてここにいわゆる拘束者といふものは、ひとり警察署長ばかりでなく、又逮捕、監禁、そんなのがいづれも入ることになりますと、自然警察官の場合も含まれる。こゝろいふこともやはり併せて含むか否かも明快にして置

く必要があると思ひます。御説明を願ひたい。
○専門調査員(泉芳政君) 三條の管轄を決める規定の中の被拘束者、その他關係者の所在地を管轄する裁判所といふ場合の關係者と申しますのは、被拘束者はここに明示されておるわけでありまが、その外拘束者、それからこの人身保護の請求をいたします請求者及び請求者の代理人であるところの辯護士、それらの者の所在地を管轄する裁判所といふ意味に解釋しておるものであります。それから管轄裁判所の御質問でございましたが、人身保護の請求は、裁判所が主として發した令狀によつて拘束されたものが對象となる場合が非常に多からうと思はれますので、その裁判所の發した令狀を批判するやうな形になると思ふのであります。そゝういたしますと、地方裁判所が發した令狀は、その地方裁判所と同格の地方裁判所で批判するといふことすらもどうだらうかといふやうな懸念が非常に濃厚だと思ふのであります。それで一部には、人身保護請求の管轄は最高裁判所一つに限るべきだといふやうな議論、つまり非常な權威を持つてやるべきだといふやうな見地から、最高裁判所に限るべきだ、全國非常に遠隔の地に發生した事案に對して、二三日で解決するわけには行かないのだから、關係者の犠牲を忍んでも權威あらしめるものとして、最高裁判所にやらせるべきだといふ有力な議論もあつたのであります。これは又イギリス等の沿革から、そゝういふ議論も出て來るのだらうと思ひます。併し英國のやうに、數百年に亘つてこの制度が

發達して參り、今やこの制度あるが故に、この法規の適用を受けるやうな事案が非常に少ないといふところまで、人身保護の思想が發達しているところは別として、今日この法律を施行することによつて、日本では相當數の事件の發生が豫想されるのではなからうか。そゝういたしますと、將來は別といひましたも、當分は到底最高裁判所で賄うといふわけには行かないといふ見地から、各高等裁判所くらいでどうだらうかといふやうな意見もあつたのであります。まだそれでも少し陳容の關係から不足するだらうといふので、他の法律にはちよつと類のな高等裁判所又は地方裁判所という一審と申しますか、管轄を規定したわけでありまが、簡易裁判所はそゝういふ次第で、實は地方裁判所に請求を出すに便を感じないだらうといふやうな見地、及び先程申上げました、自分で自分のことを判断するといふやうなことをなるべく避けたいといふやうな趣旨から、簡易裁判所は管轄を認めなかつたわけでありまが、それから拘束者といふ點は、お説のやうに警察署長或いは拘留所長、刑務所長などを指すのであります。現にその拘束の責任者であるものを主として指摘しておるのであります。その途中において關與した警察吏員などは、拘束者の中には含めておらないのであります。

○前之團一郎君 第一條でありまが、これは申すまでもなく、法律の適用の範圍を定められたものであると思ひますが、今専門調査員の御答辭によりますと、結局實體法上全く不法に拘束されておるといふ者が殖えて來ると、犯罪がないのに拘束せられておることが明瞭である場合は、やはりこの法律でやるやうになる。こゝろいふやうな御説明であつたと思ひます。そゝういふことになると、非常にこれは個々の法律の適用について混雜を來するのではないかと私は考えられるわけでありまが、御説明は私は一應納得いたしました。この第一條の説明中でありまが、法律上の正當な手續の要件は、一、拘束が形式的に法規の根本に基くこと、二、拘束が法律の定める手續の方式に從う。三、拘束がその權限ある者によつて行われること、つまりこの説明の第三にある、拘束が、その權限ある者によつて行われることといふことが、やはり正當な手續の要件になることになりまが、御説明のやうなことも言われるだらうと考えるのであります。そゝういたしますと、結局これが實體法上本當に犯罪にならないのであるかどうかといふ點も、これは請求する者の判断によつて起つて來ることになるやないかと思ふのであります。そゝういたしますと、結局むしろ手續といふよりも、將來はその法律が悪用せられて、實體法上の中に入つて行くといふやうな危険があるやうに考えられるわけでありまが、私はやはりこれはこの條文を正面から解釋して、單に正當な手續によらない手續だけに止めるといふことが、この法律の狙いではないかといふふうにお考えのやうであります。その點について、もう一度もう少し詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

それから第三條の管轄の問題、これは關係者といふのは、やはり辯護士までも關係者といふものの中に含めるといふ御説明であるやうであります。そゝういたしますと、結局辯護士の所在が地方裁判所の管轄を別にするやうな場合、そゝういふ場合には非常に困るのじやないかと考えるわけでありまが、その關係者といふのは、やはりそゝういふふうにおいて辯護士の所在地を管轄する裁判所といふことになると、むしろ距離その他手續上の關係において、この法律の趣旨に反するやうな結果になるのじやないか、迅速にやり得るといふことにならぬのじやないかといふふうにお考えのやうであります。その點について御答辭を願ひたいと思ひます。
○専門調査員(泉芳政君) 第一點であります。法律上正當な手續によらないで、法律によつて拘束が形式的に法規の根據に基いておるかどうかが、重要なこと、その判断の中に入るのやうなものであります。先程申上げましたのは、理論的に突き詰ると、そゝうならざるを得ないといふことを申上げた次第であります。そゝういふことは恐らくこれまではなかつただらうと思はれるくらゐ、全く或いは議論の遊戯になるかも知れないのであります。併し理論として考えれば、そゝういふことも考えられるといふやうな意味にお聞き取りを願ひたいと思ふのであります。今日裁判所の判事が令狀を發するといふ場合に、そゝういふ嫌疑のないことが非常に明白であるといふことも拘わらず、令狀を出すといふやうなことは、問題にするのが野暮なやうな氣がいたしますけれども、例へば逮捕狀發出の要件として、被疑者が罪を犯したことを疑ふに足る相當な理由があるときには、裁判官の逮捕狀が求められるといふので、被疑者が罪を犯し

べきだという考え方をしておるわけ
係者ではないと私は考えるのでありま
す。決して實體に入つて犯罪をした
て請求ができる。いわゆる實體法の問
律上正當な手續によらないで、

を書き方にして置きますと、これは明
底實體には入り得ないということは明
瞭であるかと思ふのであります。ただ
先程委員から御指摘になられました
ように、今状は一應適正に提出され
たが、裁判所の大した理由のない
ろいろな事情によつて、非常に拘束が
長引いておるといふような場合、こ
れでは含まない嫌いがないかといふ
うな懐疑があるわけでありませう。
した場合は、人身保護法は結局實
體には入らない、ただ手續の關係だけ
を判断の範圍としておるといふふう
に解釋しておるわけでありませう。

○前之團書(泉芳政君) いろいろに解
釋してよいわけですか。理論を突詰め
て行くと、結局實體の問題にも觸れぬ
ばならないが、根本の趣旨は實體の方
には入らん。ただそこには、ここに觸
れておる通り、法律上正當な手續に
よらない場合だけをこの法律でやるの
だ、こゝういふことに承つてよいわけ
ですか。私はそこは明確にして頂き
たいと思ふのです。

○前之團書(泉芳政君) 私が先程來
申上げておりましたのは、決して有罪無
罪には入らないといふことは一貫して
申上げておるつもりであります。實體
には入らないといふことは、これは大
原則であります。例外なしでありま
す。ただ嫌疑があるかないかといふ點
には入る。嫌疑ありや否やといふ點
は、これは實體にあらずして、私は形
式手續の問題だと思つて、私を申
上げて頂く次第であります。

○前之團書(泉芳政君) そうすると、嫌疑
があるかないかといふことは、主觀的
な問題になるわけですね。
○前之團書(泉芳政君) それはやは
り客觀的な標準で判断しなければなら
んと思ふのです。

○前之團書(泉芳政君) いや請求があつた
場合に、あなたの御意見のようである
と、結局請求は一應受理しなければなら
んといふことになるわけでありませ
う。

○前之團書(泉芳政君) 申立があれ
ば、その理由があるか否かとにかく一
應はともかく受理して、さうして五條
ではあるか、十一條ではあるか、或い
はもつと先の手続もありませんが、こ
れは御案内の通りであります。そこ
で實體を問題にして申立てがあつた場
合には、恐らく五條ではなれるよう
な結果になるのではないと思ふませ
う。繰返して申上げるように、飽くま
でも實體の判断はいたさないで、先
程、疑いありや否やといふことも、客
觀的な標準に従つて、嫌疑があるか
ないかといふことを判断する、これは結
局手續の問題であり、形式の問題であ
るといふふうにお考えしております。

○前之團書(泉芳政君) 先程から申上げた
人達などの場合はどうなるのであり
ませう。か明確にこれは人達だとい
ふような場合……。

○前之團書(泉芳政君) 令状發出後
に、いろいろな事情によつてそれが人
達であるといふことが疑いがない、非
常に明瞭な人達であるといふ假設の
場合には、やはり本法によつて受理す
ることが妥當であるかと考えますので、
先程の私の答は訂正いたします。

○前之團書(泉芳政君) そうすると、やは
り實體法の中に入つて行くといふこと
になるのではないのでありませうか、そ
うすると、結局犯罪ありや否やとい
ふことの判断になるのであります。

○前之團書(泉芳政君) それはやは
り法律上正當な手續によらない拘束と
いふ點へ入ることは、實體の問題じ
やないのじやないかといふふうにお考
えられますか。

○前之團書(泉芳政君) 説明書の第三條で
すね。まあその程度で私の方も一つ研
究して見ましよう。

○委員(伊藤修君) それから先程御
質問がありました通り、第三條の「被
拘束者」の下の「その他關係者」とい
ふものを、「又は拘束者」と改める
ことになつておつたわけでありませ
う。たゞここに今見ますと、この前差
上げました修正案がここに脱落して
おるらしいのであります。

○前之團書(泉芳政君) どういふふう
に……。

○委員(伊藤修君) というのは、今
御指摘になりましたような、やはり疑
義がありますし、尙且つ第一條の第一
項を受けまして、「何人も」とありま
すので、いわゆる「何人も」といふのは、
日本全國誰でもといふことになりま
す。さうすると非常に管轄は廣きに失
する、旁々御指摘のような「關係者」と
いふ文學も不明確である。現在の日本
の裁判機構では、それだけの多數の豫
想される手續を受け入れるだけの態勢
にあり得ない、又準則を期待するなら
ば、あなたがイギリスの通りにこれ
やらすして、日本は日本的にやるべき
が至當ではなからうかといふふうな、
最高裁判所あたりの御意見が強かつた
のであります。それは第三條の「被拘
束者」の下の「その他關係者」を削つて、
「又は拘束者」を改めまして、それで管
轄を非常に制約すると、こゝういふ考
えで、これを修正することになつており

ましたですが、たゞ(橋田さんの印
刷されました部分が落ちておりました
から……。

○前之團書(泉芳政君) 「被拘束者」、それ
から……。

○委員(伊藤修君) 「又は拘束者」
○前之團書(泉芳政君) それなら明瞭です。
○委員(伊藤修君) さうすると、管
轄がそのところを制約されますから、
鬼丸さんの御指摘のようないろいろな
疑義が起つて参らんとするに考
えましたが、これは私の方で考えてお
りました。これは私の方で考えてお
りましたから、これは修正案の方が落ち
ておりますから、その點だけ聲明して
置きます。

○鬼丸義賢君 さうすると結局被拘束
者と拘束者だけになるのですか。
○委員(伊藤修君) さうすると明確
になります。

情でありますから、そういう面から多少制約されるのではないかと、ふうに考えられるのであります。本法の請求を審査いたしまするについて、本案の記録が相當な關係を持つて来ることは否めない事實であります。努めてそのために本案の訴訟事件が遅延することのないよう、裁判所に嚴重な注意をして頂きたいと思つておりますので、その邊のところでも一つ御了承願ひたいと思つて、それから第六條の管轄移轉について、「申立に因り又は職權をもつて」とございすのは、この申立は請求者の方より申立てる、それは例へば、「何人も」という條項によりまして、方に人身保護法の請求事件が係属したというやうな場合に、合してなすことを適當を認めるやうな場合、或いは職權で、或いは當事者がそれを知つた場合には、片方のものを片方に移送して、そうして合してなすというやうな便宜もあろうかと思つて、かやうな規定を設けたのであります。

○鬼丸義晴君 第六條の「申立に因り」だけでは、どうも明確でないと思つて、請求者の申立といふやうに入れたならば、何か弊害があるのですか。そういたしましたらば、法文の體を成し、誠に明瞭になると思つて、それを入れたいならば、何か支障のできることありませうか。その點特に入れてないところを見ると、何かの利益があるかも知れない。

○專門調査員(京芳政君) 別に特段の理由はないのであります。一つ研究して見たいと思つて、

○委員(伊藤修君) ちよつと通記を

止めて。

〔速記中止〕
○委員(伊藤修君) 速記を始め、度にしておきまして、明後日いたすことにいたします。明日は裁判の不當處理に關する調査會を午前十時より開くことにいたします。本日はこれを以て散會いたします。

午後零時十七分散會
出席者は左の通り。

- 委員長 伊藤 修君
- 委員 齋 武雄君
- 中村 正雄君
- 水久保英作君
- 鬼丸 義晴君
- 前之園喜一郎君
- 來馬 琢道君
- 松村眞一郎君
- 星野 芳樹君
- 小川 友三君
- 泉 芳政君

專門調査員 泉 芳政君

四月十日日本委員會に左の事件を付託された。

一、輕犯罪法案の撤回に關する請願 (第四百二十五號)

第四百二十五號昭和二十三年四月一日受理

輕犯罪法案の撤回に關する請願

請願者 東京都中央區築地五の 一電産本内 今井嘉 助

紹介議員 岩間正男君

輕犯罪は五月二日以降失效する「警察犯處罰令」の再生版であるが、本法の各本條は、それ／＼刑法、道路交通取

締法等の各單行法規で規定されており、更めて立法の必要もなく、しかも法文の表現がいまいちなので、適用に當つては解釋によつていかやうにも左右することが出来、勞働階級抑壓に利用されることは必然であるから、政府は本法案を撤回されたいとの請願。

四月十六日本委員會に左の事件を付託された。

一、辯護士法改正反對に關する陳情 (第二百二十七號)

第二百二十七號昭和二十三年四月七日受理

辯護士法改正反對に關する陳情

東京都千代田區霞ヶ關一ノ一 高檢察廳檢察總長 福井盛太

この陳情の趣旨は、第六十七號と同じである。

五月二十二日本委員會に左の事件を付託された。

一、札幌高等裁判所釧路支部設置に關する請願(第七百一十一號)

第七百一十一號昭和二十三年五月十一日受理

札幌高等裁判所釧路支部設置に關する請願

請願者 釧路市長 佐藤安平外 十九名

紹介議員 若木勝藏君

現在の裁判制度では罰金刑以外の事件の控訴は總て高等裁判所に屬するが、東北海道地方は札幌市から遠隔の位置にあつて、交通が不便のため上訴權を放棄する者が多いから、當地方の中心城市であり、現在地方裁判所の所在地

である釧路に高等裁判所支部を設置されたいとの請願。